

■保護者等への引渡し

校長は、保護者等への引渡し実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部（校長・副校長・教頭・事務長・教務主任・生徒課長・防災担当職員）	○引渡し場所の決定→学級担任に準備を指示 教室で生徒は待機→保護者に引渡す場所は体育館 体育館で引渡しカード受領 ○Ｃラーニングを用いた保護者への連絡 ・学校及び生徒の現状（安否情報） ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に来校しない） ※連絡不能な場合、連絡が取れるまで生徒は学校に待機とする。 ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
学級担任等	○引渡し準備（引渡しカード、引渡し用名簿の準備） ○生徒を引渡し場所へ移動 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施

（１）ＰＡＺ内（原子力発電所から５km以内）の学校における対応

ＰＡＺ内の学校は、全面緊急事態まで進展した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することになるため、可能な限りそれ以前の段階で下校又は引渡しが行なわれるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (避難準備)	全面緊急事態 (避難)
学校がただちに取るべき対応	☐ ただちに教育活動を中止 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 下校又は引渡し ☐ 上記の対応を教育委員会に連絡	☐ ただちに教育活動を中止 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 下校又は引渡し ☐ 上記の対応を教育委員会に連絡	☐ ただちに教育活動を中止 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 自治体からの避難指示に備え原則引渡しは一旦中断 ☐ 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない児童生徒への対応	☐ 学校等に留置き ☐ 一時集合場所への避難準備を開始	☐ 学校等に留置き ☐ 一時集合場所への避難準備を開始	☐ 学校等の屋内に退避 ☐ 自治体から避難の指示が出た時点で一時集合場所への移動を開始

（２）避難先での引き渡し 災害状況、避難先の状況を踏まえ、対策本部が判断する。

（３）引渡しのルール

状 況		基 準
学校を含む地域の震度	震度４以下	☐ 状況に応じて下校（地区ごと集団下校等）。 ☐ 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。
	震度５弱以上	☐ 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。 ☐ 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する。

(4) 引渡しにおける留意事項

- ☐ 保護者への引渡しが困難になることも踏まえ、祖父母や親戚等も含め、複数の引受人を把握しておく。
- ☐ 生徒の下校後の状況把握に努める（避難先・家族や自宅の被害等）。
- ☐ 保護者に引渡しした後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは、保護者とともに学校に留置くなどの対応も必要である。
- ☐ 引渡しカード（緊急連絡先届）等を活用し、引受人や連絡先を把握しておく

(5) 引渡し手順（状況に応じてグラウンドまたは体育館）

	災害対策本部	児童生徒・保護者対応班
事前	① 引渡し場所（児童生徒待機場所）決定 ② 保護者を誘導・引渡し方法説明	① 引渡しカード準備 ② 児童生徒を待機場所へ移動
引渡し		③ 引渡しカードの照合 ④ 引渡し後の連絡先の確認 ⑤ 引渡し状況の報告
事後	③ 引渡し状況の集約 ④ 引渡しが完了していない児童生徒の保護	⑥ 引渡しが完了していない生徒の保護
	【学校待機の留意点】 ☐ 長時間の待機又は宿泊施設の確保 ☐ 食料・寝具の確保 ☐ 生徒の身体的・精神的ケア	

緊急時引渡しカード

緊急時引渡しカード			
学年・組・氏名		年 組 番 氏名 (男 女)	
住所		〒	
上記住所における 避難所等	(避難場所)		
	(避難所)		
本校在学兄弟等	年 組 番 氏名 (男 女)		
	年 組 番 氏名 (男 女)		
緊急時の引受人（実際に学校に迎えに来る人・保護者以外を含む）			
順位	引受人	本人との関係	連絡先
1			(自宅)
			(携帯)
			(メール)
			(その他・職場等)
2			(自宅)
			(携帯)
			(メール)
			(その他・職場等)
			(自宅)
			(携帯)
			(メール)
			(その他・職場等)
太枠内は引受人が署名			
引受人署名		引渡し日時	引渡した教職員
		月 日 時 分	
引渡し後の連絡先（ ☐ 自宅 ☐ 自宅以外 ）			